

公共施設マネジメントの推進に係る基本方針

(八戸地域広域市町村圏事務組合公共施設等総合管理計画)

平成 29 年 2 月

八戸地域広域市町村圏事務組合

目次

1. はじめに

- (1) 基本方針策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 基本方針の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2. 組合の状況

- (1) 圏域の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 組合の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 圏域の人口推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

3. 財政の状況

- (1) 歳入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 歳出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (3) 今後の財政の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

4. 公共施設の状況

- (1) 公共施設の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 将来更新費用の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

5. 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針と取組

- (1) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (2) 公共施設を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (3) 公共施設の管理に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (4) 基本方針に基づく取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

6. 施設ごとの管理に関する基本方針

- (1) 八戸清掃工場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (2) 八戸リサイクルプラザ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (3) 八戸環境クリーンセンター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (4) 消防施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

7. 取組の推進に向けて

- (1) 取組体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (2) 住民や議会との情報共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (3) 民間活力の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (4) フォローアップの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

1. はじめに

(1) 基本方針策定の背景と目的

全国の自治体においては、少子化・高齢化などといった社会構造の変化に伴い、公共施設等への住民ニーズが変化していくことが予想され、施設規模や配置等のあり方を見直す必要性に迫られています。

一方で、過去に整備された公共施設やインフラ施設の更新時期が集中することにより、財政を圧迫することも懸念されており、投資可能な財源と必要な更新費用との乖離が課題となっています。

このような中、平成 26 年 4 月、国からすべての自治体に対し、公共施設等の現況及び将来の見通し並びに管理に関する基本的な方針を定める「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されています。

この基本方針は、当組合を構成する市町村の人口減少等により公共施設の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、長期的な視点をもって、所有する施設の更新や長寿命化等を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化と施設の最適な配置を行うために策定するものです。

(2) 基本方針の対象範囲

当基本方針では、八戸地域広域市町村圏事務組合（以下、組合）が所有する八戸清掃工場、八戸リサイクルプラザ、八戸環境クリーンセンター及び消防施設を対象とします。

なお、当基本方針で使用する施設数や面積については、平成 28 年 3 月 31 日現在の固定資産台帳をベースとしています。

2. 組合の状況

(1) 圏域の概要

当圏域は、青森県南東部に位置し、八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町の8市町村で構成されており、人口は330,730人、面積は1,346.84 km²となっています。

地勢は、概ね南北に台形の形状をなし、太平洋に注ぐ一級河川・馬淵川をはじめ、新井田川、五戸川、奥入瀬川の4河川に沿って山岳、台地、平野が展開しています。

気候は、太平洋岸式気候となっており、北東北にありながら年間を通して比較的穏やかですが、梅雨から夏季にかけては偏東風（ヤマセ）の影響を受け冷涼で、冬は晴天が多く、降雪量が少ないことが特徴となっています。

【図1：圏域を構成する市町村の位置図】



【表1：構成市町村の面積、世帯数及び人口】

市町村名	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)		
			男	女	計
八戸市	305.54	106,985	112,590	122,260	234,850
三戸町	151.79	4,424	5,122	5,641	10,763
五戸町	177.67	7,052	8,720	9,417	18,137
田子町	241.98	2,238	2,847	3,085	5,932
南部町	153.12	7,510	9,155	10,038	19,193
階上町	94.01	5,878	6,981	7,012	13,993
新郷村	150.77	948	1,320	1,375	2,695
おいらせ町	71.96	10,009	12,154	13,013	25,167
合計	1,346.84	145,044	158,889	171,841	330,730

※世帯数及び人口は、平成28年3月31日現在の住民基本台帳による（外国人含む）。
 ※面積は、国土地理院の「平成27年全国都道府県市区町村別面積調(平成27年10月1日)」による。

(2) 組合の概要

当組合は、昭和46年の設立以来、消防・救急業務をはじめ、ごみやし尿の処理、介護認定審査など、生活に密着した分野での共同処理事業や、構成市町村の特性を生かした圏域づくりなどに連携して取り組んでいます。

(カッコ内は開始時期)

①共同処理事務

- ア 消防(消防団を除く)事務(昭和46年7月)
 - イ し尿処理施設の設置及び管理運営(平成3年2月)
 - ウ 広域市町村圏計画の策定及び推進、並びにふるさと市町村圏基金の設置及び広域活動計画の推進(平成3年4月)
 - エ ごみ焼却施設の設置及び管理運営(平成4年9月)
 - オ リサイクルプラザの設置及び管理運営(平成10年4月)
 - カ 介護認定審査会に関する事務(平成11年4月)
 - キ 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務(平成12年4月)
- ※イ、エ、オは、八戸市、階上町、南部町(旧福地村の区域)が対象

②受託事務

- ア 八戸市消防団事務(昭和46年7月)
- イ 八戸市水防センター管理事務(新井田川(平成9年11月)、馬淵川(平成26年4月))
- ウ 八戸市の火薬類取締法に基づく事務(平成20年4月)
- エ 五戸町及び階上町の火薬類取締法に基づく事務(平成21年4月)
- オ 南部町の火薬類取締法に基づく事務(平成22年4月)
- カ おいらせ町の火薬類取締法に基づく事務(平成23年4月)
- キ 三戸町、田子町及び新郷村の火薬類取締法に基づく事務(平成24年4月)

(3) 圏域の人口推計

①圏域人口の推移

圏域人口（国勢調査）は、平成 12 年（2000 年）の 355,214 人をピークに減少傾向が続いており、平成 22 年（2010 年）から平成 27 年（2015 年）の 5 年間で 11,968 人の減少となっています。

【表 2：圏域人口の推移】

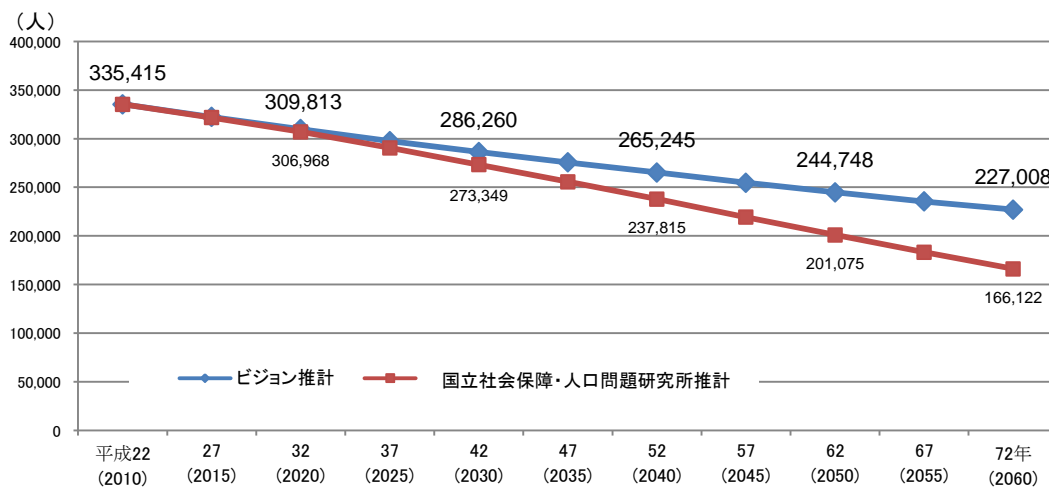
年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
圏域人口 (増減率)	354,443 人	355,214 人 (0.2%)	348,205 人 (△2.0%)	335,415 人 (△3.7%)	323,447 人 (△3.6%)

②圏域の人口推計（各市町村人口ビジョンより）

圏域の平成 22 年（2010 年）の人口（国勢調査）は約 33 万 5 千人となっておりますが、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、現状のまま人口減少が続く場合、平成 72 年（2060 年）に約 16 万 6 千人まで減少すると推計されています。

当組合の構成市町村では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しており、出生率の向上や平均寿命の延伸、人口流出の歯止めといった人口減少克服に関する仮定を設定し、これらが実現する場合、圏域の人口は平成 72 年（2060 年）に約 22 万 7 千人になると推計されています。

【図 2：人口の将来展望】



※ 出典：各市町村人口ビジョン

3. 財政の状況

(1) 歳入

当組合の平成 27 年度決算における歳入は約 80 億円で、その内訳は、構成市町村からの負担金が約 61 億円と最も多く、次いで組合債が約 13 億円、使用料及び手数料が約 3 億円となっています。このうち歳入の大半を占める負担金は、共同処理をしている事務別に、関係する市町村が、条例に定める負担割合に基づき、財政規模や人口等に応じて負担しています。このため、各年度の歳入は、概ねその年度の歳出に応じた規模となります。

平成 18 年度から 27 年度までの 10 年間の推移では、歳出の普通建設事業費の財源となる国庫支出金や組合債などの臨時的な歳入の増減はあるものの、人件費や公債費などの経常的な経費の減少にあわせて、負担金は減少傾向で推移しています。

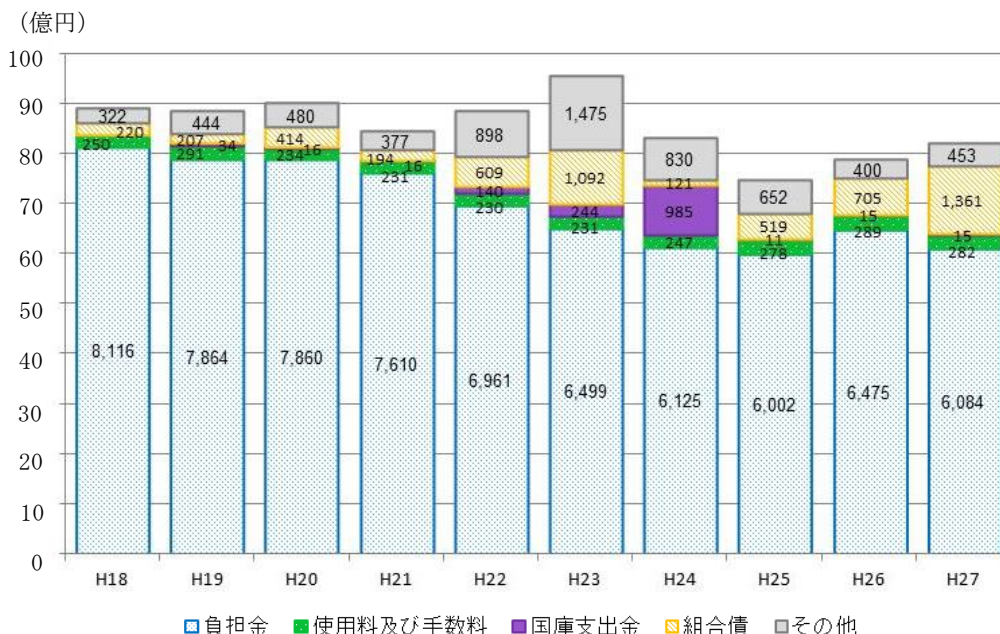
使用料及び手数料は、清掃費に係る可燃物・不燃物の処分手数料が主な内容で、ほぼ横ばいで推移しています。

国庫支出金は、平成 24 年度のし尿処理施設災害復旧費補助金のほか、廃棄物処理施設や消防施設整備などの投資的経費に対する補助金となっています。

同じく組合債は、投資的経費に対する財源で、消防本部新庁舎や消防救急デジタル無線の整備のほか、計画的に実施しているし尿処理施設や清掃工場等の設備更新に充てられています。

その他の歳入としては、平成 20 年度から 23 年度までは消防本部新庁舎建設の財源として、ふるさと市町村圏基金からの繰入金、また、平成 23 年度及び 24 年度には、し尿処理施設の災害復旧費の財源として震災復興特別交付税などが措置されています。

【図 3：決算の推移（歳入）】



(2) 歳出

当組合の平成 27 年度の一般会計の歳出は約 80 億円です。その内訳は、人件費が約 36 億円で最も多く、次いで物件費が約 20 億円、投資的経費が約 15 億円となっています。

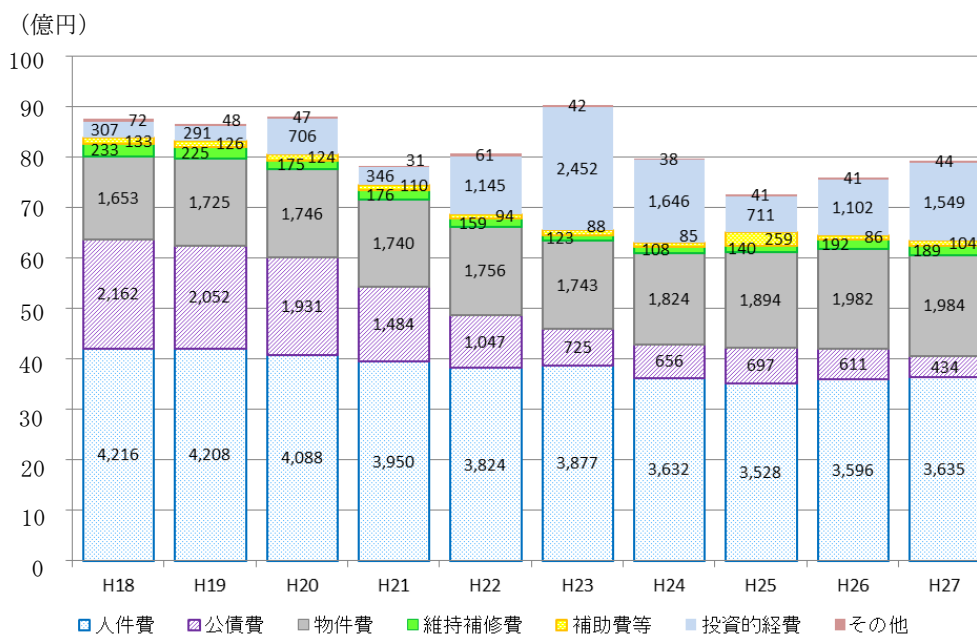
平成 18 年度から 27 年度までの 10 年間の推移では、臨時的経費である投資的経費は年度により増減がありますが、人件費や公債費などの義務的経費が減少傾向にあり、経常的な経費は減少傾向で推移しました。

特に、人件費は、職員数の削減などにより減少し、公債費も、清掃工場やリサイクルプラザ建設時の組合債の償還が進み、大きく減少しました。

一方、物件費は、し尿処理施設や清掃工場などで、直営から民間委託へ切替えたことによる運転業務委託料の増などにより増加していますが、その増加額は人件費の減少額の範囲内に収まっています。

また、投資的経費では、し尿処理施設や清掃工場などのプラント系施設の設備更新工事を計画的に実施しているほか、平成 21 年度から 23 年度に消防本部新庁舎の建設、平成 23 年度及び 24 年度は震災の津波で被災したし尿処理施設の災害復旧工事、平成 26 年度及び 27 年度には、消防救急デジタル無線整備などを実施しています。

【図 4：普通会計における決算の推移（歳出）】



(3) 今後の財政の見通し

国は「経済・財政再生計画（2016年度～2020年度）」を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額については、平成30年度までにおいて、平成27年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしています。

また、債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、更なる累増が見込まれる厳しい財政状況を踏まえ、経済再生とともに財政健全化を達成することは重要課題であるとし、国と地方を合わせた基礎的財政収支について、平成32年度までに黒字化し、その後債務残高対GDP比の安定的な引き下げを目指すとしており、そのためにも公共サービスの無駄の排除や質の向上等の改革に取り組むことが必要としています。

一方、当組合の財政は、概ね歳出の規模に応じた構成市町村からの負担金により運営しておりますが、負担金の財源となる構成市町村の一般財源規模について、国の財政運営方針等を踏まえると、今後右肩上がりが増えるという見通しは立てられない状況といえます。

こうした中、これまでは人件費や公債費などの経常的な経費の減少にあわせて、負担金は減少傾向で推移してきましたが、今後は施設の老朽化対策等に伴う投資的経費や公債費の増加が予想されることから、国の方針や構成市町村の取組と歩調をあわせて、無駄の排除や経費の節減等に取り組みつつ、できるだけ歳出の増加を抑制していくことが求められます。

4. 公共施設の状況

(1) 公共施設の整備状況

当組合の施設は、平成 28 年 3 月 31 日現在で 21 施設あり、総延床面積は 59,614.37 m²です。内訳は、八戸清掃工場が 19,330.31 m²、八戸リサイクルプラザが 11,600.87 m²、八戸環境クリーンセンターが 11,962.78 m²、消防施設は 16,720.41 m²となっています。

建設年度別でみると、大規模改修の目安とされる建設後 30 年を経過した公共施設の面積は、全体の 24.7%を占めています。

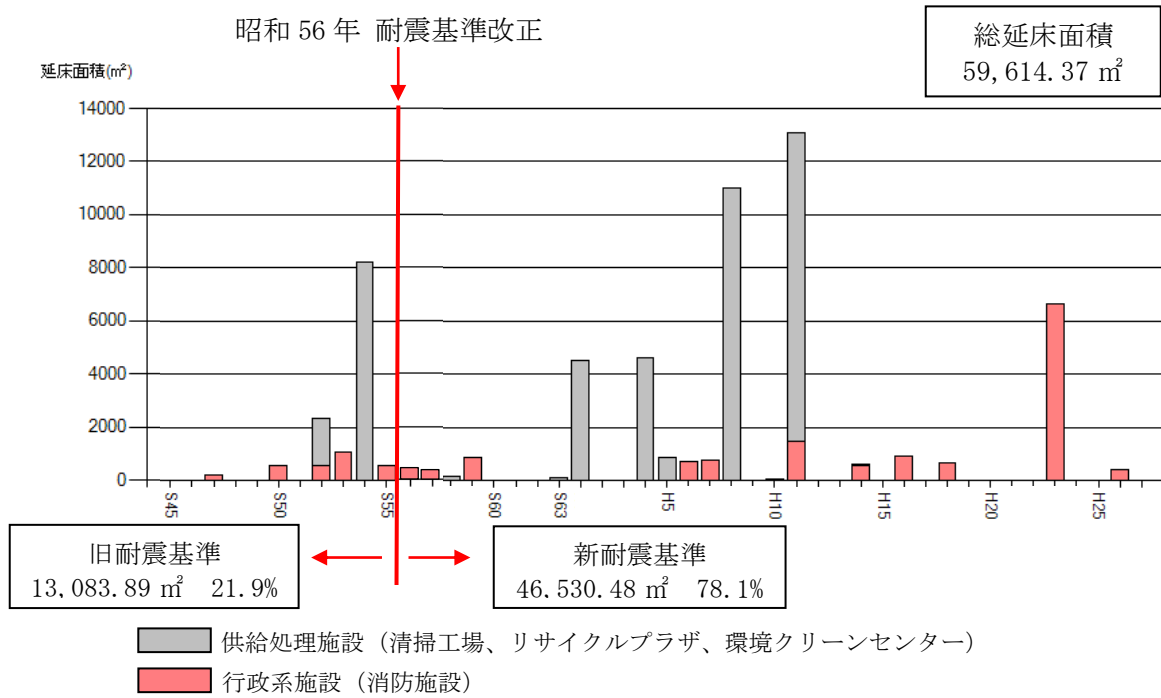
これらの施設については、これまでも老朽度合いに応じ、計画的に修繕や改修工事を実施している施設も含まれていますが、相対的に改修に係る財政需要は今後高まることが予想されます。(図 5)

【表 3：公共施設一覧】

施設類型		施設数	延床面積(m ²)	割合(%)	
供給処理施設	八戸清掃工場 第一工場 第二工場	2	19,330.31	32.4	
	八戸リサイクルプラザ	1	11,600.87	19.5	
	八戸環境クリーンセンター	1	11,962.78	20.1	
行政系施設	消防施設	消防本部・ 八戸消防署 (6)	17	16,720.41	28.0
		八戸東消防署 (4)			
		三戸消防署 (3)			
		五戸消防署 (2)			
		おいらせ消防署 (2)			
合計		21	59,614.37	100	

※平成 28 年 3 月 31 日現在

【図 5：年度別公共施設整備延床面積】



【表 4：建設年度別延床面積の割合】

建設年度 ※	施設名	延床面積 (m ²)	耐震基準	経過年数
昭和 47	西分遣所 (五戸消防署)	190.94	21.9%	24.7%
昭和 50	五戸消防署	577.72		
昭和 52	八戸環境クリーンセンター (旧第 2 処理場)	1,935.00		
昭和 52	河原木分署 (八戸消防署)	551.94		
昭和 53	八戸東消防署	1,051.35		
昭和 54	八戸第二清掃工場	8,236.28		
昭和 55	鮫分署 (八戸東消防署)	540.66		
昭和 56	小中野分遣所 (八戸東消防署)	422.07	78.1%	75.3%
昭和 57	桔梗野分遣所 (八戸消防署)	350.64		
昭和 59	尻内分遣所 (八戸消防署)	410.54		
昭和 59	福地分遣所 (三戸消防署)	429.94		
平成元	八戸第二清掃工場 (排水処理棟等)	101.67		
平成元	八戸環境クリーンセンター (第 1 処理場等)	4,567.51		
平成 4	八戸環境クリーンセンター (第 2 処理場等)	5,460.27		
平成 6	階上分署 (八戸東消防署)	686.11		
平成 7	三戸消防署	781.26		
平成 8	八戸第一清掃工場	10,992.36		
平成 11	八戸リサイクルプラザ	11,600.87		
平成 11	おいらせ消防署	1,488.20		
平成 14	根城分遣所 (八戸消防署)	599.02		
平成 16	名川分署 (三戸消防署)	927.57		
平成 18	南郷分遣所 (八戸消防署)	661.86		
平成 23	消防本部 (八戸消防署)	6,637.09		
平成 26	北分遣所 (おいらせ消防署)	413.50		
合計		59,614.37	100%	100%

※複数の施設があるものは、主な建設年度。

【表 5 : 八戸清掃工場】

施設名	第一工場	第二工場
所在地	八戸市大字櫛引字取揚石 1 番地 1	
敷地面積	76,915.53 m ²	
延床面積	10,992.36 m ²	8,337.95 m ²
着工	平成 4 年 9 月	昭和 52 年 11 月
竣工	平成 8 年 7 月	昭和 55 年 3 月
建設費	149 億 7,620 万円	30 億 5,347 万円
焼却能力	300t/日 (150t/日×2基)	150t/日 (150t/日×1基)
型式	全連続燃焼式 (流動床式)	全連続燃焼式 (ストーカ式)
有害ガス除去	乾式除去 (活性炭入消石灰噴霧)	乾式除去 (消石灰噴霧)
余熱利用	自家発電、場内冷暖房、給湯	場内冷暖房、給湯
共同処理	八戸市、南部町 (旧福地村区域) 及び階上町	

【表 6 : 八戸リサイクルプラザ】

所在地	八戸市大字櫛引字山田山 1 番地 1		
敷地面積	24,139 m ²		
延床面積	11,600.87 m ²		
着工	平成 10 年 8 月		
竣工	平成 12 年 3 月		
建設費	44 億 1,840 万円		
施設規模	工場棟	資源化ライン	49t/5h
		破碎ライン	61t/5h
		紙・布ライン	61t/5h
		有害ごみライン	0.09t/5h
	プラザ棟	リサイクル品展示コーナー、リサイクル工房、展示ホール、図書・PR コーナー、ふれあい工房、会議室	
共同処理	八戸市、南部町 (旧福地村区域) 及び階上町		

【表7：八戸環境クリーンセンター】

所在地	八戸市八太郎六丁目9番44号				
敷地面積	24,094.41 m ²				
延床面積	11,962.78 m ²				
	第1処理場	第2処理場	管理棟	旧第2処理場	
	4,458.49 m ²	4,598.04 m ²	862.23 m ²	2,044.02 m ²	
建設事業費	2,377,453,000円	2,862,146,000円	224,988,000円	888,500,000円	
処理能力	し尿	—	130kl/日	—	—
	浄化槽汚泥	180kl/日	—	—	—
	合計	180kl/日	130kl/日	—	—
共同処理	八戸市、南部町（旧福地村区域）及び階上町				

【表8：消防施設】

管轄	署所等	延床面積 (m ²)	
消防本部・ 八戸消防署	消防本部・八戸消防署	6,637.09	9,211.09
	河原木分署	551.94	
	桔梗野分遣所	350.64	
	根城分遣所	599.02	
	尻内分遣所	410.54	
	南郷分遣所	661.86	
八戸東消防署	八戸東消防署	1,051.35	2,700.19
	階上分署	686.11	
	鮫分署	540.66	
	小中野分遣所	422.07	
三戸消防署	三戸消防署	781.26	2,138.77
	福地分遣所	429.94	
	名川分署	927.57	
五戸消防署	五戸消防署	577.72	768.66
	西分遣所	190.94	
おいらせ消防署	おいらせ消防署	1,488.20	1,901.70
	北分遣所	413.50	
合計			16,720.41

(2) 将来更新費用の推計

公共施設の総合的かつ計画的な管理に当たっては、長期的な視点が不可欠であることから、当組合の40年間（平成28～67年度）の将来更新費用について、総務省提供の試算ソフトを活用して推計した結果は、次のとおりとなります。

【試算条件】

- 大規模改修及び更新費用：総務省が提示する施設区分ごとの単価を使用
- 大規模改修及び更新実施時期等：大規模改修 建設後30年、実施期間2年
：更新 建設後60年、実施期間3年
- 実施時期を超過した施設にかかる費用：平成28～37年度の10年間で均等割
 - ・大規模改修：建設後31年以上50年未満の公共施設
 - ・更新：建設後61年以上の公共施設

平成27年度末現在で、当組合の全ての公共施設の更新費用を試算すると、今後40年間の更新費用は221.4億円で、年平均では5.5億円となります。

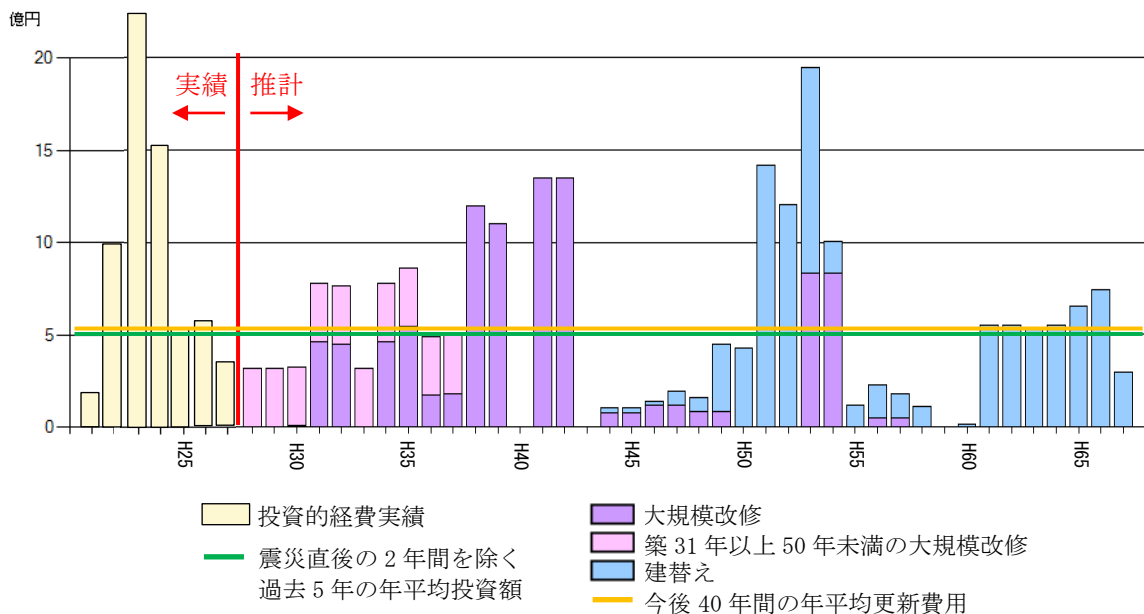
一方、東日本大震災発生直後の2年間（平成23年度及び24年度）を除く過去5年間（平成21・22年度及び25～27年度）の投資的経費の平均は5.2億円となっています。

よって、今後40年間の更新費用（年平均）は、過去5年間の投資的経費（平均）の約1.1倍となります。

- 今後40年間の更新費用（総額）・・・・・・・・・・221.4億円
 - 今後40年間の更新費用（年平均）・・・・・・・・ 5.5億円／年
 - 過去5年間の投資的経費（年平均）（※）・・ 5.2億円／年
- } 0.3億円
- ※東日本大震災発生後の2年間を除外

【図6：更新費用の推計】

※更新費用の推計には、機械設備等は含まない。



5. 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針と取組

(1) 計画期間

公共施設の管理は、40年間の将来更新費用の推計で示したとおり、長期的視点を持ちながら段階的に取り組む必要があることから、計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

(2) 公共施設を取り巻く現状と課題

①人口減少への対応

当圏域の国勢調査人口は、平成12年の355,214人をピークに減少傾向が続いており、構成市町村がそれぞれ策定した人口ビジョンに基づく取組の成果が出た場合でも、年少人口及び生産年齢人口が減少するという傾向は続くことが予想されます。

また、各施設の対象となる人口の減少により、施設の稼動状況にも変化が生じる可能性があります。

②公共施設の老朽化への対応

当組合の公共施設の整備状況（延床面積）を建設年度別にみると、大規模改修の目安とされる建設後30年を経過した公共施設は、全体の24.7%を占めていることから、今後、施設の老朽化が進んでいくことが予想されます。

また、旧耐震基準が適用されていた昭和56年度以前に整備された施設が21.9%となっており、耐震等の安全面での対策が課題となっています。

これまでも必要に応じて施設の耐震化や修繕を進めてきたところですが、今後も、公共施設の老朽化への対応が必要となっています。

③公共施設の更新等が集中する時期への対応

公共施設の耐用年数は60年とされていますが、長寿命化等の対策によって施設ごとにばらつきはあるものの、昭和50年から60年頃にかけて整備された施設は、今後30年の間に耐用年数を迎えることとなり、更新時期が一定期間に集中することが予想されます。

今後40年間の更新費用は年平均で5.5億円と試算していますが、平成30年度から42年度に、建設後30年を迎える施設の大規模改修が集中するほか、平成49年度から54年度及び平成61年度から67年度に、建設後60年を迎える施設の更新等が集中する見込みとなっています。

このような状況を踏まえて、大規模改修や更新に対応した施設の管理を検討していく必要があります。

(3) 公共施設の管理に関する基本方針

公共施設を取り巻く現状と課題を踏まえ、次の3つの基本方針に基づき、公共施設の適切な管理を推進します。

① 安全性の確保

危険性が高いと認められる公共施設については、迅速かつ適切に改修・保全等の措置を講じ、住民の安全を確保します。

② 予防保全の実施と長寿命化

老朽化が進む施設のライフサイクルコスト削減に向けて、予防保全の視点に立った維持管理を適切に実施し、施設の長寿命化を図ります。

③ 効率的な管理運営と更新費用の平準化

管理運営の効率化を進めながら運営コストの削減を図るとともに、更新時期の計画的な分散や施設保有の最適化により、財政負担の軽減を図ります。

(4) 基本方針に基づく取組

①点検・診断の徹底

現在行っている定期点検や診断を引き続き適切に実施するとともに、関係部局において危険箇所等の情報共有を図りながら、緊急性のあるものについては迅速に対応します。また、点検・診断結果に基づく施設の状態を詳細に把握・蓄積し、維持管理に活用します。

②維持管理の適正化

施設の機能を維持していくため、随時、公共施設の劣化状況等を把握しながら、不良箇所の早期発見と迅速な修繕や改修を実施することにより、効率的かつ適正な維持管理に努めます。

③長寿命化の推進

長期的視野に立ち、ライフサイクルコスト縮減や公共施設の維持管理に係る予算の平準化を図るため、対処療法的な維持管理（事後保全）から計画的な維持管理（予防保全）へと管理手法の転換を行うなど、長寿命化に努めます。

④耐震化の推進

いずれの施設も住民の安全・安心な日常生活に密接に関係し、災害時においても共同処理事務を継続するために必要不可欠な施設であることから、災害時の業務継続を想定した耐震化を進めるとともに、地震や災害に耐え得る公共施設の維持に努めます。

⑤施設更新の最適化

耐用年数経過後の更新に当たっては、単に同規模で更新するのではなく、人口減少等の見込みに応じた適正な規模への縮減を検討します。

また、老朽化等により廃止され利用見込みのない施設については、優先順位を定めて計画的に除却を進めます。

6. 施設ごとの管理に関する基本方針

当組合では、これまでも八戸清掃工場第一工場及び八戸リサイクルプラザにおいて、長寿命化計画等を策定し（表9）、予防保全的な観点から長寿命化を計画的に進めてきたところですが、既存の計画に基づく取組を踏まえて施設ごとの基本方針を定め、更新や長寿命化等を計画的に進めます。

【表9：策定済みの個別計画】

計画名	策定年月	計画期間
八戸清掃工場第一工場長寿命化計画	平成23年1月	平成23～36年度
八戸リサイクルプラザ施設整備計画	平成20年11月	平成21～30年度

（1）八戸清掃工場

① 第一工場

平成23年1月に策定した「八戸清掃工場第一工場長寿命化計画」に基づき、基幹的設備及び機器の改修を計画的に実施するとともに、適切な運転管理と定期点検整備により施設の延命化とコストの平準化を図ります。

② 第二工場

昭和55年の竣工から37年が経過し、施設全体に老朽化が見られることから、適切な修繕と定期点検整備を行うことにより、施設の延命化を図ります。

（2）八戸リサイクルプラザ

平成20年11月に策定した「八戸リサイクルプラザ施設整備計画」に基づき、計画的に修繕等を実施するとともに、平成31年度以降の計画更新も視野に入れつつ、施設の安全かつ安定的な稼働の確保と施設の延命化を図ります。

（3）八戸環境クリーンセンター

現在稼働している第1及び第2処理場の修繕実績や点検結果を踏まえ、計画的な修繕及び改修を行うことで、施設の延命化を図ります。

また、昭和53年の竣工から39年が経過し、現在稼働していない旧第2処理場については、周辺環境を考慮し、除却を検討します。

（4）消防施設

消防施設は昭和50年から60年頃に建設されたものが多く、老朽化が進んでいます。広域各地域における防災活動の拠点施設としての機能を維持するため、耐震化を進めるとともに、計画的な修繕や長寿命化、建替え等を行います。

7. 取組の推進に向けて

(1) 取組体制の構築

各部局が持つ施設情報等を一元的に管理するとともに、効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と課題の調整を図りながら、更新や長寿命化等の取組を推進します。

(2) 住民や議会との情報共有

当基本方針の推進に当たっては住民の理解が不可欠であることから、進行管理の結果を、組合のホームページ等で公表します。また、議会をはじめ、広く住民から意見を聴取しながら施設の適切な管理を推進します。

(3) 民間活力の導入

民間委託の活用により、維持管理の効率化と運営経費の縮減に努めるとともに、施設の更新や長寿命化に当たっては、民間企業の持つノウハウや資金等の活用が有効であることから、PFI等の新しい事業手法について検討します。

(4) フォローアップの実施

定期的に取り組状況を把握・分析し、基本方針の適切な進行管理に努めるとともに、社会情勢の変化を踏まえながら、必要に応じて基本方針の見直しを行います。

公共施設マネジメントの推進に係る基本方針
(八戸地域広域市町村圏事務組合公共施設等総合管理計画)

平成 29 年 2 月 策定

八戸地域広域市町村圏事務組合事務局 総務部 行政管理課

〒031-8686 八戸市内丸一丁目 1 - 1

TEL : 0178-43-2150 / FAX : 0178-45-2077

八戸地域広域市町村圏事務組合ホームページ

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/koiki/>